

計画期間
平成28年度～平成37年度

大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年3月

大阪府

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 畜産クラスターの推進方針
 - 3 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1. 大阪府の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

大阪府の畜産業は大消費地を背景とし、都市近郊の有利性を生かした典型的な都市畜産として発展してきた。本府の農家戸数9,800戸のうち、酪農及び肉用牛農家は46戸と1%に満たないが、農業産出額331億円のうち酪農及び肉用牛生産では14億円と約4%を占めている。

しかしながら、近年、飼養戸数及び頭数が年々減少するのは避けられず、平成25年度、府内における酪農及び肉用牛生産農家戸数及び頭数は10年前と比較して半減している。これは、世界的な穀物価格の高騰で飼料の輸入価格が上昇していることや、都市化の進展により営農環境が整わなくなったことに加え、担い手の高齢化及び後継者不足等から離農する農家が増加していることに起因する。さらには機械・施設への投資負担増や環境問題等の課題も加わり、本府の畜産農家は益々厳しい状況に直面している。また、国際的な問題に目を向けると、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）等にみられるように、日々、世界の情勢は変化しており、畜産においても、迅速な対応が求められる。

このように、日本の畜産を取り巻く状況が厳しさを増す中で、酪農及び肉用牛生産の安定的発展を図るため、農林水産省が本年3月に「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定した。これに則して、『大阪府酪農・肉用牛生産近代化計画』を策定し、本府の畜産業の振興に取り組む。

2. 生産基盤強化のための取組

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減に向けた対応

乳牛・肉用牛ともに飼養戸数が年々減少している。このため、廃業の抑制と新規就農を促進することが重要である。府内の酪農経営体においては、高齢化や労働者不足により、労働負担超過のため廃業する農家も見られる。これらを減らす一助として、省力化を目指した機械の導入や施設・設備の整備を検討し、生産者の負担軽減と生産性向上に努める。新規就農の促進については、離農により使用されなくなった空き牛舎等の既存施設を利用し、受入体制を整備し、畜産団体等との連携・協力の下、貸借を希望する者のマッチングを行い、新たな担い手・就農者の確保を図る。新たな担い手・就農者については、知識の習得や技術的な指導等も必要となる。そのため、生産者も含めた各関係機関が協力し、体制作りを行う必要がある。農業高校、生産者及び関係機関等と連携し、新規就農者等を育成するインターンシップ制度の構築を目指す。

(2) 乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応

府内では、乳牛・肉用牛ともに農家戸数が減少しており、飼養頭数減少への対策が必要である。畜産クラスター関連事業を活用し、省力化、効率化のための機器・設備導入による労働負担を軽減し、効率化を図ることで、飼養頭数減少の抑制を目指す。それに加え、酪農団地を中心とした地域においては、飼養規模の拡大や新規就農の促進による増頭を図り、それに伴う家畜排せつ物増加に対応するための堆肥化設備の整備を進める。また、府内で飼養される乳牛の能力向上を図るため、性判別精液などを利用した雌子牛の生産を行い、子牛を府内育成施設で育成することで優良な乳用後継牛の普及に努める。肉用牛については、府内の肉用牛経営体は肥育専門が中心であり、肉用牛経営体による肉用子牛の増産は見込めないため、酪農経営体における和牛受精卵移植を推進することで、肉用子牛の生産を進める。

(3) 国産飼料生産基盤の確立

本府は全国で2番目に面積が狭い都道府県であり、都市化も進んでいるため、耕作地を保有する畜産農家が少なく、自給飼料生産による粗飼料の増産を推進するのは困難である。しかしながら、都市部で大消費地を有し、食品産業が集積している特徴を活かし、食品事業者等から排出される食品残さを有効活用したエコフィードの利用拡大による飼料自給率の増加を図る。

エコフィードを利用して生産された畜産物については、地域ブランド化を目指し、消費拡大に取り組む。新たな食品製造残渣等の未利用資源の活用については、関係機関・生産者等と協力・連携し、利用の可能性を検討した上で、環境にやさしい低コスト飼料を開発する。粗飼料については、耕種農家とのマッチングを利用する等により、国産稲わらの給与を推進する他、廃棄等で利用されていなかった地域の草資源の活用を検討していく。

また、山林の伐採跡地を整備・整地した放牧地にシバを定植して肉用繁殖雌牛の放牧を開始した事例がある。放牧には飼料自給率の向上につながるだけでなく、労働負担の軽減や野生動物による農作物被害の防止にも役立つため、本取組事例を通じて放牧に対する地域への理解を深めるとともに、放牧の取組を広げるため、府民等に対して情報提供に努める。

3. 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

家畜伝染病等の疾病発生は生産性に大きな影響を及ぼす。本府では口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等を防ぐため、生産者に対し、「飼養衛生管理基準」の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や家畜の異常を確認した場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導し、防疫意識の向上を図っている。併せて、「家畜保健衛生所情報」等を逐次、発信する他、家畜衛生講習会等を開催することにより、家畜疾病や衛生管理に関する情報提供等に努め、生産者の防疫意識の向上を図る。また、口蹄疫等に対しては、市町村や関係機関等と連携し、迅速・的確な防疫対応がとれるよう、防疫訓練等を実施する。訓練等で検討された改善点等については、適宜、本府の防疫対策要領・マニュアル等を改正する。

生産性を阻害する要因である慢性疾病の検査及び衛生指導の徹底により、乳牛及び肉用牛の生産性を向上させる。また、乳量減少の主たる原因である乳房炎対策の重点指導により乳量の増加を図るとともに、動物由来感染症対策（病原性大腸菌等）にも力を入れ、府民に安全・安心な牛乳や牛肉を安定的に供給していく。

(2) 畜産環境対策

平成27年3月に策定された国の新たな基本方針に基づき、平成37年度を目標とする「大阪府家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定する。府内関係機関、市町村、研究機関、関係団体等が連携した大阪府畜産環境保全連絡会議において、連携・協力体制のもと、畜産施設に起因する臭気や水質等の環境問題解決に向けて対応していく。

家畜堆肥については、良質な家畜堆肥の生産に係る指導を行うとともに、「大阪府家畜堆肥利用マニュアル」の作成・配布による利用促進を図る他、家畜堆肥の需給情報を収集し、家畜排せつ物が発生する畜産農家と家畜堆肥を利用したい耕種農家間とのマッチングを実施し、家畜堆肥の利用を進めることで資源循環型畜産を推進していく。

4. 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

府内の畜産の生産基盤を強化するためには、生産者だけでなく、市町村、研究機関、関係団体等が結集した「畜産クラスター」での取組が重要となる。地域の関係者により畜産クラスター協議会を設置し、関係者との有機的な連携で畜産農家の生産基盤を向上させるとともに、その効果を地域全体に波及させる。

畜産クラスター協議会では、地域の実情に応じた共通の目標を立て、それを実行するための計画を策定するとともに、関係者が一体となり継続的・計画的な取組を進めていく。畜産クラスターでの取組においては、地域全体の畜産業の収益性の向上を目指す他、関連産業の発展を通じた地域の雇用、就農機会の創出、生き物と接する体験・学習の場提供などによる地域全体のにぎわいの創出を目指す。

5. 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進等

(1) 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保

畜産物の安全性確保として、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の関係法令に基づき、飼料販売業者を中心とした立入検査指導を行う。それに加え、畜産物中における飼料添加物の残留検査等を実施し、安全・安心な畜産物を消費者に提供するため、生産者や診療獣医師に対して飼料・動物用医薬品の適正使用についての周知・指導を行う。

また、畜産物に対する風評被害対策のため、常日頃から府民等に対し家畜伝染病等の正確な情報をHP等を通じて提供することに努める。

(2) ニーズを踏まえた生産・供給の推進等

大阪府では府内産の農林水産物およびその加工品を「大阪産（もん）」として地産地消を推進しているところであり、府内畜産物のさらなる需要拡大を目指すための取組を行っていく。

府内畜産物の普及を進めるため、畜産物を「見える」かたちにするためのPRツールを作成し、府内イベント等を通じて一般消費者や飲食店・食品加工業者向けにもPRすることで需要拡大を図っていく。また、大阪としての独自性を発揮するため、新たな畜産物の付加価値化への取組や6次産業化への取組に対しても支援し、生産物やその加工品については大阪産（もん）への登録を推進していく。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
大阪府	府内全域	頭 1,420	頭 1,270	頭 1,260	kg 8,814	t 11,106	頭 1,420	頭 1,270	頭 1,260	kg 8,840	t 11,227

- (注) 1. 必要に応じて、自然的経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
大阪府	府内全域	頭 700	頭 10	頭 480	頭 20	頭 510	頭 40	頭 150	頭 190	頭 560	頭 20	頭 410	頭 20	頭 450	頭 0	頭 110	頭 110

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標										備考							
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合		生産コスト	労働		経営			
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	万円																
現状の規模を維持しつつ、つなぎ飼いでエコフィードの活用等により収益向上を図る家族経営	家族	40	つなぎ・パイプライン	酪農ヘルパー	分離給与	(ha) -	kg 8,840	産次 4	kg -	ha -	-	乾草	0	45	2	80	66	1,800	3,447	2,605	842	684	大阪府
省力化搾乳機械を導入しつつつなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営	家族	70	つなぎ・パイプライン・搾乳ユニット自動搬送装置	酪農ヘルパー・育成預託	分離給与	-	8,840	4	-	-	-	乾草	0	45	2	88	46	1,800	6,046	4,764	1,282	803	大阪府
省力化搾乳機械を導入しつつつなぎ飼いで可能な範囲での規模拡大を図る家族経営	家族	100	つなぎ・パイプライン・搾乳ユニット自動搬送装置	酪農ヘルパー・育成預託	分離給与	-	8,840	4	-	-	-	乾草	0	45	2	82	44	1,800	8,631	6,627	1,734	891	大阪府

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

府内には指標となる取組がない。

(2) 肉用牛（肥育）経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要			生産性指標																	備考			
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							人							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	万円	万円	kg	kg	kg	ha	%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
エコフィールドの活用による飼料費低減や牛肉のブランド化により収益性の向上を図る肉用牛の肥育の法人経営	法人	100	牛房群飼	分離給与	9	29	20	755	0.80	—	—	—	稲わら エコフィールド	3	13	2	384,586	18	1,800	5,486	4,364	1,122	561	大阪府

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
大阪府	現在	戸 26,360	戸 32	% 0	頭 1,420	頭 1,270	頭 44
	目標		26 ()		1,420	1,270	55

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

乳牛の飼養戸数・飼養頭数ともに年々減少している。飼養頭数減少の対策として、酪農家の廃業を食い止めることと新規就農を促進することが重要である。労働負担を軽減し、作業効率を高めるため、畜産クラスター関連事業等を活用して、省力化・効率化を目指した機械の導入や施設・設備の整備を検討する。作業の省力化・効率化を図ることにより、飼養頭数を増やし、生産性の向上を図る。

飼養頭数の減少抑制を図るとともに、乳牛個体の能力向上についても対策を講じ、生乳を生産する。優良な乳用後継牛を確保するため、性判別精液等を利用し、雌子牛の生産を行う。子牛は府内育成施設で育成し、優良な乳用後継牛の普及に努める。

酪農団地を中心とした地域においては、畜産クラスター関連事業等を活用して、飼養規模の拡大や新規就農の促進による増頭を図り、それに伴う家畜排せつ物増加に対応するための堆肥化設備の整備を目指す。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数						
						総数	肉専用種			乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種
肉専用 種繁殖 経営	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
	目標											
肉専用 種肥育 経営	現在	26,360	10		510	510	10	480	20			
	目標		7		450	450	20	410	20			
		()	()				()	()				
乳用 種・交 雑種肥 育経営	現在	26,360	4		190					190	40	150
	目標		1		110					110	0	110
		()	()				()	()				

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

府内の肉用牛経営体は肥育を専門とした経営が中心であるため、肉用牛経営体による肉用子牛の増産は見込めない。酪農経営体における和牛受精卵移植を推進することで肉用子牛の生産を図る。

府内には肉専用繁殖雌牛を飼養している農家はほとんどないが、今年度より、山林の伐採跡地を整備・整地した放牧地にシバを定植して肉専用繁殖雌牛の放牧を開始。放牧により、肉用牛の飼養頭数増加とともに、労働負担軽減や飼料自給率の向上にもつながる。また、荒廃した伐採跡地を放牧地に作りかえることで獣害及び虫害を防止し、景観保護、消費者への農業や畜産に対する理解を深める場となるよう情報提供等に努める。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在（平成25年度）	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳牛	0.36%	0.49%
	肉用牛	3.05%	4.19%
飼料作物の作付延べ面積		4 ha	5.5ha

2 具体的措置

本府は都市部で大消費地を有していることから、食品産業が多く存在している。その利点を活かし、食品事業者等から排出される食品製造残さ等を有効活用したエコフィードの利用により、飼料自給率の向上を図る。新たな食品製造残さや農場残さ等の未利用資源について、生産者・事業者をはじめ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所及び畜産団体等の関係機関による協力・連携の下、利用の可能性を検討する。利用可能な未利用資源については、環境に優しい低コスト飼料として、開発に取り組み、飼料として活用し、飼料自給率の向上を目指す。また、新たなエコフィードを利用して生産された畜産物については、地域ブランド化を目指す。

地域において獣害・虫害に悩む山林の荒廃した伐採跡地を整備・整地した放牧地にシバを定植し、肉用繁殖雌牛の放牧を開始。放牧による飼料自給率向上を図る他、労働負担の軽減や野生動物・害虫による農作物被害の防止にも役立つため、本取組事例を通じて地域への理解を深めるとともに、取組を広げるため、府民等に対しての情報提供等に努める。

これまで、廃棄等で利用されなかった地域の草資源を粗飼料として活用する。現在、空港から産出される草をロールサイレージ化し、府内の一部農家で利用している。今後は、現在利用していない農家に対して、利用促進を進めるとともに、需要増加を見込んで、他の空港施設等にも働きかけ、利用できる草資源の確保に努め、安定した草の供給を目指し、飼料自給率の向上を目指す。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本府は道路交通網が整備されていることから、生乳の集送乳は比較的容易であるが、今後も指定生乳生産者団体が実施する集乳路線の整備・輸送単位の拡大及び集送乳施設の整備並びに、府内に点在する乳業工場の再編により集乳の合理化を推進していく。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

大阪府内の乳業施設は府内各地に点在しており、これまで乳業工場の規模・立地の適正化が図られてきた。今後もさらに規模・立地の適正化・稼働率の向上等を図り、効率的な施設への転換を推進していく。

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2 t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
				合計	kg	kg	%	
区域名	現在 (平成25年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	10工場	合計	237,217	445,400	53	
				1工場平均	23,722	44,540	53	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	43,157	240,000	18	
				1工場平均	43,157	240,000	18	
	目標 (平成37年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	9工場	合計	214,515	400,860	54	
				1工場平均	23,835	44,540	54	
		乳製品を主に 製造する工場	1工場	合計	43,545	240,000	18	
				1工場平均	43,545	240,000	18	

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあつては6時間、乳製品を主に製造する工場にあつては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

牛乳・乳製品における品質の向上や安全・安心を求める消費者の要請に応えるとともに、乳業の継続的な発展に資するため、製造過程におけるHACCPの導入率を、90%まで推進するとともに、HACCPが導入されるまでは、HACCPに準じた衛生管理の徹底等のための外部監査の実施を指導する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状 : 府内には1件の家畜市場はあるが、現在、休止中。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績 計		稼働率 ④/③ %
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
大阪市中央卸売市場 南港市場	大阪市	S59.03.29	247	1,800	800	827	544	45.9	300	200	—	—	—
羽曳野市立 南食ミート センター	羽曳野市	H6.02.21	107	630	600	334	334	53.0	—	—	—	—	—
南大阪食 肉地方卸 売市場	南大阪食 肉市場(株)	H14.03.29	235	1,100	800	183	183	16.6	—	—	—	—	—
計	3ヶ所		589	3,530	2,200	1,344	1,061	38.1	300	200	—	—	—

(注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

(ア) 大阪市中央卸売市場南港市場においては、輸出認証取得を視野に施設整備計画を策定しているところである。計画は平成27年度中に策定される予定。

(イ) 大阪市中央卸売市場南港市場においては、第10次卸売市場整備計画に記載を予定しているが、時期については、未定。

ウ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成25年度）						目標（平成37年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先			②/①	出荷頭数 ①	出荷先			②/①		
			府内					県外	府内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場			その他
大阪府	肉専用種	頭 299	頭 115	頭 0	頭 0	頭 184	% 39	頭 281	頭 225	頭 0	頭 0	頭 56	% 80
	乳用種	155	60	0	0	99	39	132	60	0	0	62	46
	交雑種	132	54	0	0	78	41	136	109	0	0	27	80

エ 具体的措置

大阪市中央卸売市場南港市場においては、HACCP型衛生管理手法の導入を視野に施設整備基本計画を策定中。

他の施設においては、関係団体に対し、HACCPの現状と今後の展望についての情報提供を行うとともに、HACCP導入における有益性と導入に対する助言を行う。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

省力化を目指した機械の導入や施設・設備の整備を検討し、生産者の労働負担軽減と生産性向上に努める。

新規就農の促進については、離農等により使用されなくなった空き牛舎等の既存施設を利用し、受入体制を整備し、畜産団体等との連携・協力の下、貸借を希望する者同士のマッチングを行い、新たな担い手、就農者の確保に努める。新たな担い手・就農者においては、知識の習得や技術的な指導等も必要となるため、生産者も含めた各関係機関が協力し、体制作りを行う必要がある。農業高校、生産者及び関係機関等と連携し、新規就農者等を育成するインターンシップ制度の構築を目指す。

(2) 畜産クラスターの推進方針

(i) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方

府内の畜産経営体においては、これまで個々の努力で様々な問題に取り組んでいたところである。しかしながら、近年の畜産を取り巻く状況が厳しさを増す中での問題解決については、個々の農家の対応だけでは限界がある。そこで、府内における畜産の生産基盤を強化するために、協議会を設置し、生産者だけでなく、市町村、研究機関、関係団体等の関係者が結集した「畜産クラスター」での取組を推進する。畜産クラスター関連事業を活用して、本府畜産の生産基盤強化のための各取組を効率的かつ効果的に支援し、その達成を目指す。

(ii) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野

酪農団地を中心とした地域において酪農クラスター事業に取り組む。離農農家の空き牛舎を有効活用した新規就農、府内酪農家の集約とともに、既存農家においても飼養規模の拡大により、飼養頭数を増頭する。それに伴う排せつ物増加に対応するための堆肥化施設を増強する。さらに生産された生乳及び乳製品の地産地消を進め、地域の畜産業の収益の向上、関連産業の発展等を目指す。

食品製造残さや農場残さ等の未利用資源について、生産者・事業者をはじめ、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所及び畜産団体等の関係機関による協力・連携の下、利用の可能性を検討する。利用可能な未利用資源についてはエコフィードとしての利用・効果について検討し、農家への利用普及を進め、新しい地域ブランドの創生に努めるとともに、飼料自給率の向上を目指す。

(iii) 畜産クラスターを推進するための各都道府県独自の方策

畜産クラスターでの取組においては、地域全体の畜産業の収益性の向上を目指す他、関連産業の発展を通じた地域の雇用、就農機会の創出、生き物と接する体験・学習の場提供等による地域全体のにぎわいの創出を目指す。

(3) その他必要な事項

(i) 研究機関との連携

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の協力を得て、全国的にも高温多湿な気候である大阪府において、暑熱による生産性低下を防ぐため、乳用子牛を用いて、暑熱ストレスに強い牛に共通する生理的因子を検索・確立し、その因子を指標に選抜育成を行い、地域に適応した暑熱ストレスに強い牛を構築する。さらに、育成期の適切な飼養管理による人馴れ（馴化）等により、搾乳時のストレスに強い牛を育成し、安定した泌乳量の持続を図る。

また、良質なエコフィード作出や畜産環境保全のための技術指導により、乳牛及び肉用牛経営の安定対策を推進していく。地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所では、府の依頼を受けて家畜改良事業を実施し、地域に適応した家畜の改良増殖を推進していく。さらに、良質なエコフィード作出や畜産環境保全指導技術の開発等を視野に入れ、乳牛及び肉用牛経営の安定対策を推進していく。